

騒音規制法に規定する特定施設

特定施設の種類		規模
1. 金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上であること。
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシーン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシーン	
	リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
	ヌ タンブラー	
ル 切断機	と石を用いるものに限る。	
2. 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
4. 織機		原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.4 立法メートル以上のものに限る。
	ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。

特定施設の種類	規模	
7. 木材加工機械	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
	ハ 碎木機	
	ニ 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
	ホ 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
	ハ かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。
8. 抄紙機		
9. 印刷機械	原動機を用いるものに限る。	
10. 合成樹脂射出成形機		
11. 鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。	